

古河市エコ・ショップ制度実施要綱

平成17年9月12日

告示第109号

(目的)

第1条 この告示は、市内において、環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定し、広く市民にPRすることにより、市民と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とする。

(認定対象店)

第2条 エコ・ショップとして認定する店舗は、次に掲げる取組のいずれかを実施している市内の小売店舗とする。

- (1) 環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品、省エネ機器等）の積極的な販売
- (2) リターナブル容器入り商品の販売促進
- (3) 環境にやさしい商品コーナーの設置
- (4) 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- (5) レジ袋等の削減のための買物かご等持参の促進
- (6) 取扱商品の修理等の実施
- (7) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (8) 空き缶の店頭回収の実施
- (9) 空きビンの店頭回収の実施
- (10) 紙パック容器の店頭回収の実施
- (11) トレイの店頭回収の実施
- (12) PETボトルの店頭回収の実施
- (13) その他ごみの減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組で市長が認めるもの

(認定申請)

第3条 エコ・ショップの認定を希望する小売店舗は、エコ・ショップ認定申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 申請書は、各店舗ごとに提出するものとする。

(認定)

第4条 前条の申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めた場合は、当該店舗をエコ・ショップと認定し、エコ・ショップ認定証（様式第2号）、認定ステッカーを交付するものとする。

（エコ・ショップシンボルマークの利用）

第5条 エコ・ショップの認定を受けた小売店舗（以下「エコ・ショップ」という。）は、そのシンボルマークを利用した広告を行うことができる。

（協力内容等）

第6条 エコ・ショップは、第2条に掲げる取組のうち、当該認定に係る取組以外の取組にも積極的に努めるものとする。

（変更届）

第7条 エコ・ショップは、店舗名、取組内容等申請書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なくエコ・ショップ変更届出書（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

（認定の有効期間）

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

（認定の更新）

第9条 認定の更新を希望するエコ・ショップは、有効期間満了前30日までに、エコ・ショップ認定更新申請書（様式第4号）にエコ・ショップ認定証を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の更新申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めた場合は、第4条の例によりエコ・ショップ認定証を交付するものとする。

3 第5条から前条まで並びに次条及び第11条の規定は、前項の規定により認定の更新を受けた場合について準用する。

（取組実施の要請及び認定取消し）

第10条 市長は、その認定条件となった取組を実施していないエコ・ショップに対し、取組の実施を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の求めに応じないエコ・ショップに対して、認定の取消しをすることができるものとする。

（辞退届）

第11条 エコ・ショップの認定を辞退したい小売店舗は、エコ・ショップ辞退届

出書（様式第5号）にエコ・ショップ認定証及び認定ステッカーを添えて市長に提出するものとする。

（施策の推進）

- 第12条 市長は、当該制度を市民等に周知するための施策を実施するとともに、エコ・ショップへの支援に努めるものとする。
- 2 市長は、当該制度を適正かつ円滑に運営するための体制の整備に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年9月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の古河市エコ・ショップ制度実施要綱（平成8年古河市告示第103号）、総和町エコ・ショップ制度実施要綱（平成8年総和町告示第62号）又は三和町エコ・ショップ制度実施要綱（平成8年三和町告示第99号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(裏)

<取組事項>

取組事項に○をつけてください。

- (1) 環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品、省エネ機器等）の積極的な販売
- (2) リターナブル容器入り商品の販売促進
- (3) 環境にやさしい商品コーナーの設置
- (4) 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- (5) レジ袋等の削減のための買物かご等持参の促進
- (6) 取扱商品の修理等の実施
- (7) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (8) 空き缶の店頭回収の実施
- (9) 空きビンの店頭回収の実施
- (10) 紙パック容器の店頭回収の実施
- (11) トレイの店頭回収の実施
- (12) P E Tボトルの店頭回収の実施
- (13) その他ごみの減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施

(具体的にお書きください。)

様式第2号（第4条関係）

認定番号	——
------	----

エコ・ショップ認定証

（店舗名）

様

古河市エコ・ショップ制度実施要綱第4条に基づき、貴店をエコ・ショップと認定します。

認定有効期限 年 月 日まで

年 月 日

古河市長



様式第3号（第7条関係）

（表）

認定番号	—
------	---

エコ・ショップ変更届出書

古河市長 あて

古河市エコ・ショップ制度実施要綱第7条に基づき、次のとおり変更を届け出ます。

年 月 日

（申請者） 住所（法人にあつてはその所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

㊞

変更内容	変更前	変更後
変更理由		

（注1） 申請者は、経営者（設置者）、支店長等いずれでも差し支えありません。

（注2） 取組内容の変更の場合は、裏面の取組事項の番号を記入してください。

(裏)

<取組事項>

取組事項に○をつけてください。

- (1) 環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品、省エネ機器等）の積極的な販売
- (2) リターナブル容器入り商品の販売促進
- (3) 環境にやさしい商品コーナーの設置
- (4) 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- (5) レジ袋等の削減のための買物かご等持参の促進
- (6) 取扱商品の修理等の実施
- (7) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (8) 空き缶の店頭回収の実施
- (9) 空きビンの店頭回収の実施
- (10) 紙パック容器の店頭回収の実施
- (11) トレイの店頭回収の実施
- (12) P E Tボトルの店頭回収の実施
- (13) その他ごみの減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施

(具体的にお書きください。)

様式第4号（第9条第1項関係）

（表）

認定番号	—
------	---

エコ・ショップ認定更新申請書

古河市長 あて

古河市エコ・ショップ制度実施要綱第9条第1項に基づき、次のとおりエコ・ショップの認定更新を申請します。

年 月 日

（申請者） 住所（法人にあつてはその所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

㊟

* 前回の申請時と変更がない場合は、以下記入不要です。

フリガナ 店 舗 名	
所 在 地	古河市 (電話番号)
店 舗 責 任 者	
店 舗 担 当 者	
取 組 事 項	裏面の取組事項の番号を記入してください。
添 付 書 類	上記に記入した取組を実施していることを証明する資料（広告チラシ、写真等）を添付してください。

（注） 申請者は、経営者（設置者）、支店長等いずれでも差し支えありません。

(裏)

<取組事項>

取組事項に○をつけてください。

- (1) 環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品、省エネ機器等）の積極的な販売
- (2) リターナブル容器入り商品の販売促進
- (3) 環境にやさしい商品コーナーの設置
- (4) 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- (5) レジ袋等の削減のための買物かご等持参の促進
- (6) 取扱商品の修理等の実施
- (7) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (8) 空き缶の店頭回収の実施
- (9) 空きビンの店頭回収の実施
- (10) 紙パック容器の店頭回収の実施
- (11) トレイの店頭回収の実施
- (12) P E Tボトルの店頭回収の実施
- (13) その他ごみの減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施
(具体的にお書きください。)

様式第5号（第11条関係）

認定番号

エコ・ショップ辞退届出書

古河市長 あて

古河市エコ・ショップ制度実施要綱第11条に基づき、次のとおりエコ・ショップの辞退を届け出ます。

年 月 日

(申請者) 住所 (法人にあってはその所在地)

氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

㊟

フリガナ 店 舗 名	
所 在 地	古河市 (電話番号)
店 舗 責 任 者	
店 舗 担 当 者	
辞 退 の 理 由	

(注) 申請者は、経営者（設置者）、支店長等いずれでも差し支えありません。